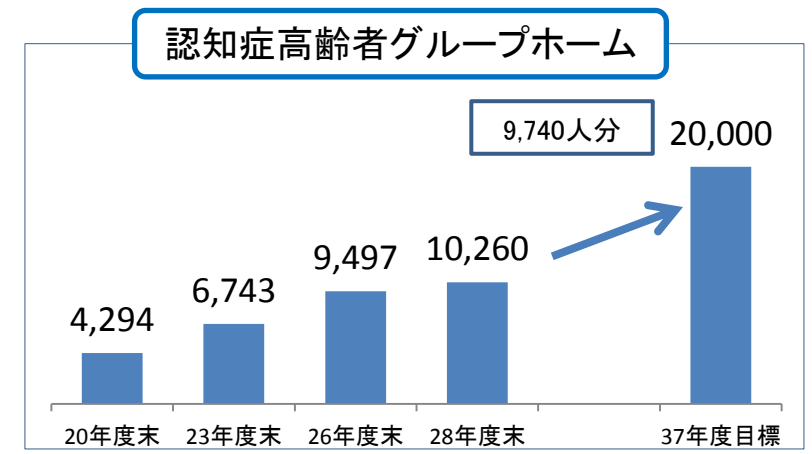
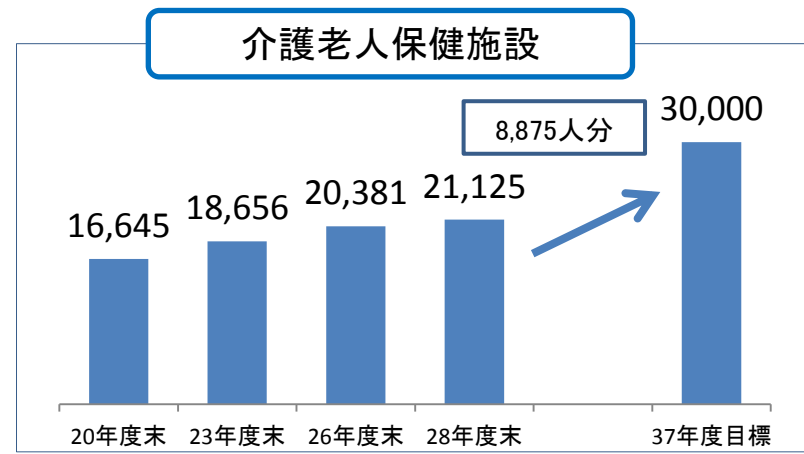
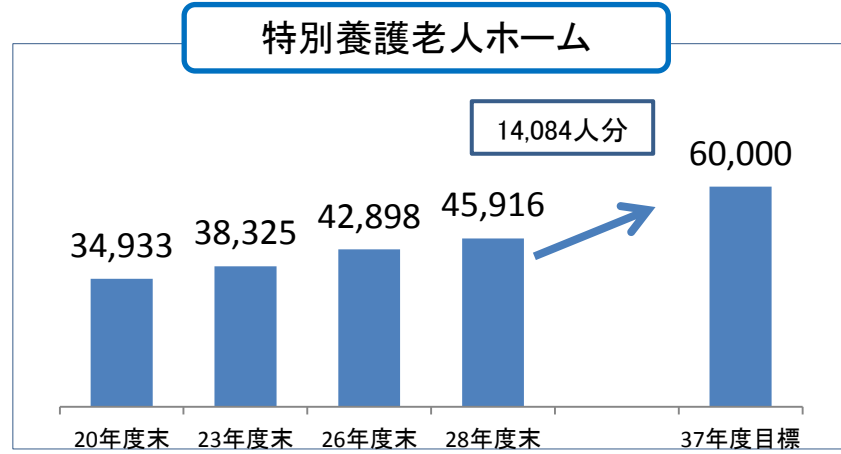


現状と整備目標

第6期高齢者保健福祉計画において、平成37（2025）年度末の整備目標を設定



介護基盤の整備促進に向けた平成29年度の取組

施設整備への支援

- ◎ **特別養護老人ホーム等の整備費補助**
 - ・整備費の一部を補助（例：ユニット型500万円/床）
 - ・整備率の低い地域に対し、補助単価を最大1.5倍まで加算
 - ・地域密着型サービス等を併設する場合に補助額を加算
 - ・建築価格の高騰に対応するため、整備費補助を加算【29年度拡充】
 - ・建物賃貸型特別養護老人ホームへの補助
- ◎ **認知症高齢者グループホームの整備費補助**
 - ・整備費の一部を補助（例：2,000万円/ユニット）
 - ・整備率の低い地域に対し、補助単価を1.5倍に加算
- ◎ **認知症高齢者グループホーム整備に係るマッチング事業【29年度新規】**
 - ・オーナー型の整備促進に向け、不動産所有者と事業者とをマッチング

土地確保への支援

- ◎ **所有地の活用**
 - ・未利用の所有地を原則50%減額、最大90%まで減額して貸付
- ◎ **借地を活用した特別養護老人ホーム等設置支援事業**
 - ・国有地又は民有地の借地料を補助（期間：60か月 上限2,500万円/年）
- ◎ **定期借地権の一時金に対する補助**
 - ・定期借地権を設定した場合の一時金を助成（上限10億円）
 - ・地域密着型サービスの定期借地権一時金の上乗せ補助（包括補助）【29年度新規】
- ◎ **区市町村所有地の活用による介護基盤の整備促進事業【29年度新規】**
 - ・区市町村が所有する未利用の公有地を事業者に貸し付ける際、区市町村の整備費補助を支援（上限2億円）

- ◎ **広域的に利用する特別養護老人ホームを整備するための交付金【29年度新規】**
都全体での特養の必要定員数の確保に向け、区市町村が地域のニーズを超えた整備に同意する場合に、地域福祉を推進するための資金を交付（250万円/床）

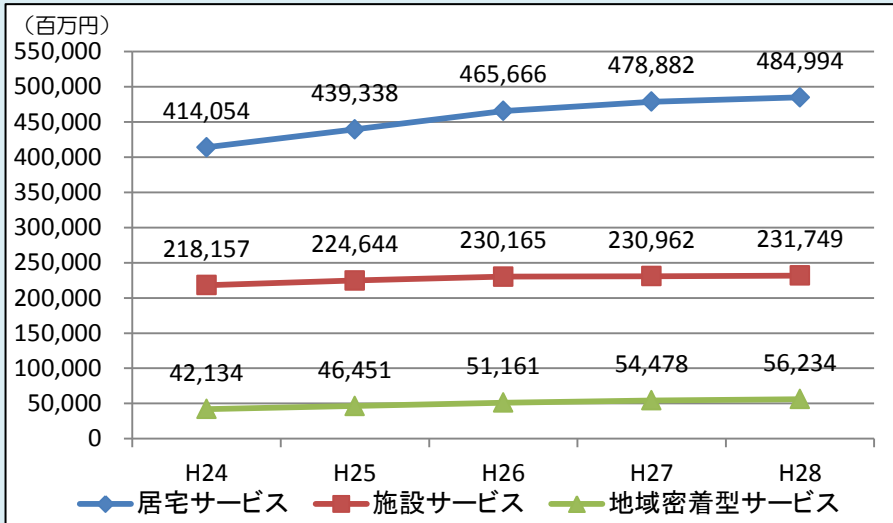
平成29年度中に、第7期高齢者保健福祉計画（平成30～32年度）を策定し、介護サービス基盤の更なる整備を促進

介護サービス基盤の整備

(居宅・地域密着型サービス)

サービス類型別の給付費の推移と第1号被保険者一人当たりの給付月額と比較

●サービス類型別の給付費の推移

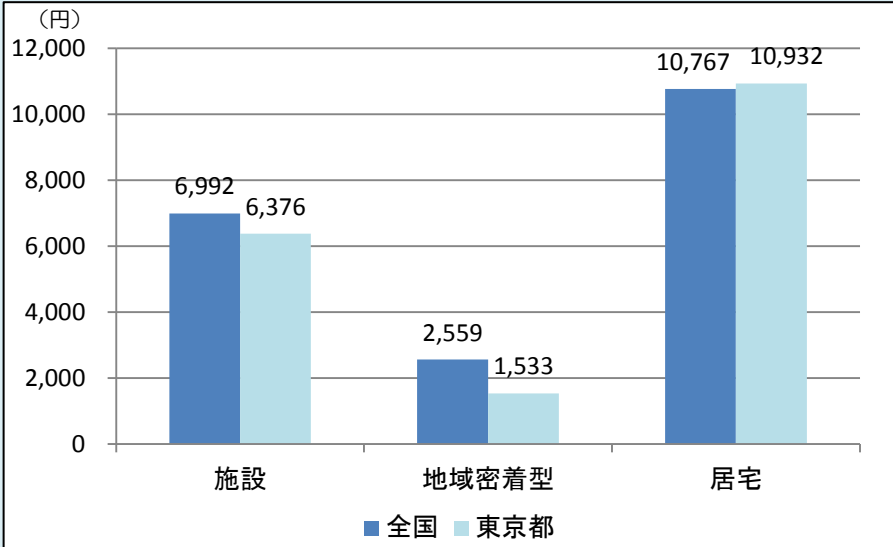


(出典) 介護保険事業状況報告(年報・月報)

※H24～26は年報値、H27は月報値の積み上げ、H28は推計値

※平成28年4月に地域密着型サービスに移行した定員19名未満の通所介護分については、居宅サービスとして計上しています。

●第1号被保険者当たりの給付月額の全国比較



(出典) 地域包括ケア「見える化」システム 帳票D6-a、D7-a、D7-b、D11

(平成28年11月サービス提供分まで反映)

※平成28年4月に地域密着型サービスに移行した定員19名未満の通所介護分については、居宅サービスとして計上しています

- 給付費については、居宅サービスが年々増加傾向にあるが、施設サービスと地域密着型サービスはほぼ横ばいの微増で推移している。
- 第1号被保険者一人当たりの給付月額で見ると、施設サービスと地域密着型サービスについては全国と比較して低い水準となっている。

※主なサービスの内訳

| | 全国 | 東京都 | 順位 |
|---------------|-------|-------|----|
| 介護老人福祉施設 | 3,683 | 3,732 | 24 |
| 介護老人保健施設 | 2,731 | 2,008 | 47 |
| 認知症対応型共同生活介護 | 1,363 | 819 | 46 |
| 小規模多機能型居宅介護 | 493 | 213 | 46 |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | 38 | 26 | 33 |

- 居宅サービスについては、全国と比較して高い水準となっているが、サービスごとにみると訪問系サービスは上位となっており、通所系サービス、短期入所については下位となっている。

※主なサービスの内訳

| | 全国 | 東京都 | 順位 | 備考 |
|-------------|-------|-------|----|----------------------|
| 訪問介護 | 2,015 | 2,520 | 4 | (下位) 46位:福井県 47位:茨城県 |
| 訪問看護 | 510 | 807 | 1 | (下位) 46位:佐賀県 47位:沖縄県 |
| 通所介護 | 2,967 | 2,581 | 39 | (上位) 1位:沖縄県 2位:佐賀県 |
| 通所リハビリテーション | 1,047 | 587 | 47 | (上位) 1位:鹿児島県 2位:沖縄県 |
| 短期入所生活介護 | 870 | 532 | 44 | (上位) 1位:秋田県 2位:新潟県 |

中重度者の在宅生活を支えるサービスの現状①

●介護保険制度の見直しに関する意見（平成28年12月9日社会保障審議会介護保険部会） 資料抜粋

1.自立支援・介護予防に向けた取組の推進

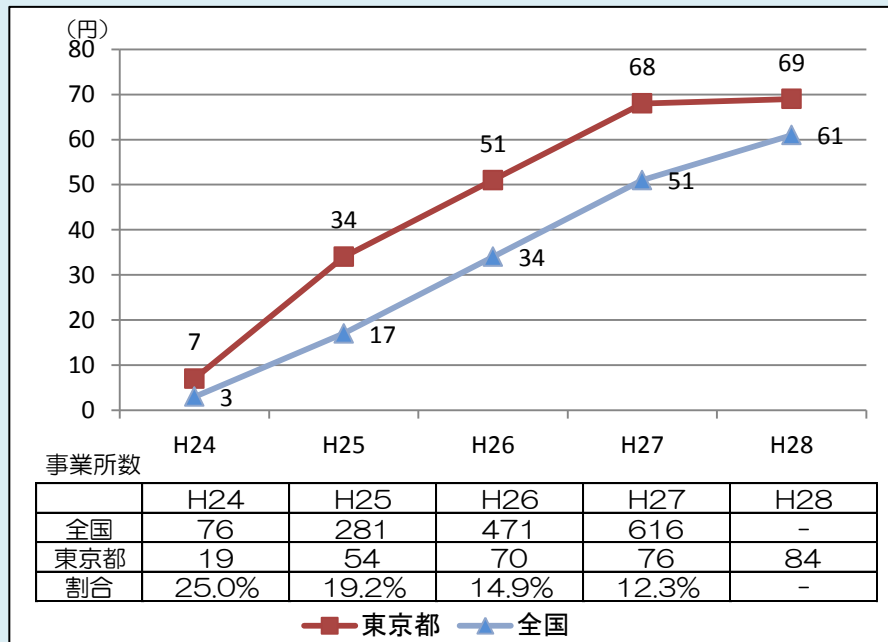
(6) ニーズに応じたサービスの見直し

【中重度者の在宅生活を支えるサービス機能の強化】

- 要介護者等の在宅の高齢者が安心して生活するためには、要介護度の高い方にも対応可能なサービスが提供できる体制の整備が必要である。しかし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護等の単身・重度の要介護者等に対応しえるサービスの普及が十分に進んでいないのが現状である。

●第1号被保険者1人当たり給付月額と事業所数の比較（地域密着型サービス）

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

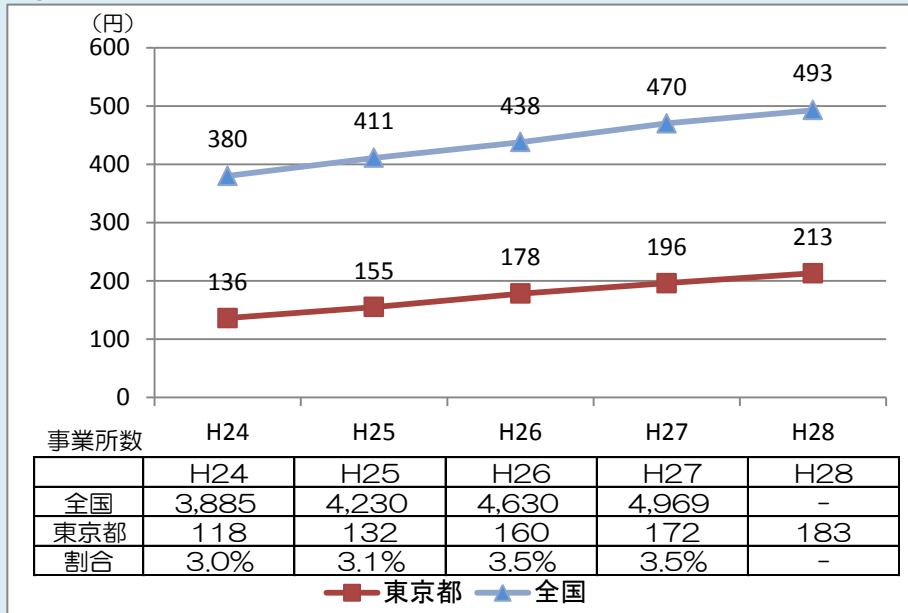


- 東京都の第1号被保険者1人当たりの給付月額は、サービスが創設された平成24年度以降、増加傾向にあり、全国よりも高い水準を継続しているが、伸びが鈍化してきている。
- 事業所数についてもサービスが創設された平成24年度以降、年々増加しているが、全国の事業所に占める都内事業所割合は年々低下している。
- 平成28年10月1日時点の都内事業所数は84事業所であり、そのうち約73%にあたる62事業所が区部に所在している。

(出典) 地域包括ケア「見える化」システム 帳票D-13s
介護サービス施設・事業所調査（厚生労働省）

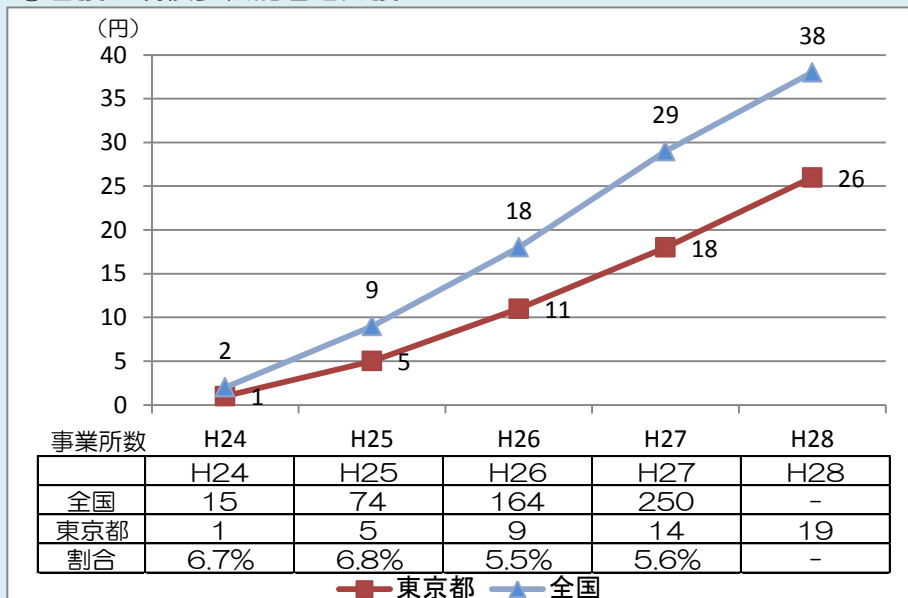
中重度者の在宅生活を支えるサービスの現状②

②小規模多機能型居宅介護



- 東京都の第1号被保険者1人当たりの給付月額、増加傾向にあるが、継続して全国よりも低い水準となっている。
- 事業所数についても年々増加しており、全国の事業所に占める都内事業所の割合についても年々高くなってきている。
- 平成28年10月1日時点の都内事業所数は、183事業所であり、そのうち約66%にあたる121事業所が区部に所在している。

③看護小規模多機能居宅介護



- 東京都の第1号被保険者1人当たりの給付月額は、増加傾向にあるが、継続して全国よりも低い水準となっている。
- 事業所数は平成24年のサービス創設以降、年間3~5事業所程度増加しているが、全国の事業所に占める都内事業所の割合については低下傾向にある。
- 平成28年10月1日時点の事業所数は、19事業所であり、そのうち約58%にあたる11事業所が区部に所在している。

(出典) 地域包括ケア「見える化」システム 帳票D-13v、D-13y
介護サービス施設・事業所調査 (厚生労働省)

【参考】社会保障審議会における地域密着型サービスに関する論点①

第138回社会保障審議会-給付費分科会（平成29年5月12日） 資料抜粋

●定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護や夜間対応型訪問介護について、請求事業所数や利用者数の現状を踏まえると、更なる普及が課題であると考えられるが、サービス供給量を増やす観点や機能強化・効率化を図る観点から、人員基準や資格要件等の在り方についてどう考えるか。
特に、事業者からは、日中のオペレーターについて兼務を求める要望があるが、経営の効率化を図る観点から、オペレーター等の役割や実態を詳細に調査した上で、ICTの活用等も含めた人員基準や資格要件の在り方について検討してはどうか。
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、そのサービス提供の多くが、集合住宅に居住する利用者に対して行われているが、地域全体へ必要なサービスが行き届くようにするためにはどのような方策が考えられるか。

【参考】社会保障審議会における地域密着型サービスに関する論点②

第138回社会保障審議会-給付費分科会（平成29年5月12日） 資料抜粋

●小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能居宅介護

【共通の論点】

- ・ 小多機や看多機について、請求事業所数や利用者数の現状を踏まえると、更なる普及が課題であると考えられるが、サービス供給量を増やす観点や機能強化・効率化を図る観点から、人員基準や利用定員等の在り方についてどう考えるか。
- ・ 小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護は、看護職員の雇用が難しいという声があるがどう考えるか。

【小規模多機能型居宅介護に関する論点】

- ・ 小規模多機能型居宅介護事業所に置かれている介護支援専門員以外の介護支援専門員が居宅サービス計画を作成した場合の取扱いについてどう考えるか。
- ・ 小規模多機能型居宅介護と他のサービスとの併用についてどう考えるか。

【看護小規模多機能型居宅介護に関する論点】

- ・ 看多機と小多機におけるサテライト型事業所に関する取り扱いが異なる点についてどのように考えるか。
- ・ 看多機のサービス（「通い」「泊まり」「訪問（介護）・訪問（看護）」）の特性を踏まえて、医療ニーズが高く看取りまで対応する体制のあり方についてどのように考えるか。
- ・ 事業開始時支援加算は平成29年度末までの時限措置となっているが、サービスの普及状況や経営状況を踏まえてどのように考えるか。特に経営状況については、平成29年度介護事業経営実態調査の結果も踏まえて検討してはどうか。